

議案第一一四号

三朝町農業労力調整協議会条例の一部を改正する条例について
三朝町農業労力調整協議会条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和三十八年十一月三十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和卅八年拾月卅日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町農業労力調整協議会条例の一部を改正する条例

三朝町農業労力調整協議会条例（昭和三十六年三朝町条例第三〇号）の一部を次のように改正する。

第五号および第八号を次のように改める。

五 季節的な農業労力の需給および農業債金の合理的調整方策の検討および協議
ハ 省力的な農業技術の導入などによる農業労力の合理化を促進する方策の検討および

協議

第三号を次のとおり改める。

（組織）

第三条 協議会は委員十五名以内をもって組織し、会長は委員の互選による。

二 委員は次にかかげるものの中から農業委員会の会長が委嘱する。

一 農業委員会の委員

三 町の職員

三 転業安定機関または、転業訓練機関の職員

四 農業改良普及員、または生活改善普及員

五、農業協同組合の役員および職員

六、教育、企業、商工会の代表者

七、農事研究会等目的機能集団、部落の代表者等の農業関係者

八、協議会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者

三、委員の任期は一年とする、ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任委員の任期とする。

第四條に次の各項を加える。

一、協議会に次の専任部会を置く

二、労働調整部会 七名以内

三、近代化省力部会 八名以内

四、部会の招集は部長が行う。

（本件規定）

第五條中「協議会」の次に「および部会」を加える。

附 則

この条例は公布の日から施行する。